

株式会社ナガホリ 株主の皆様へ



NAGAHORI

**第63期定時株主総会
招集ご通知 補足説明資料**

株式会社ナガホリ
2024年6月12日

株主の皆様へ

株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、6月27日（木）に、定時株主総会を開催いたします。本定時株主総会では、当社株主であるリ・ジェネレーションより、当社が提案する剰余金の処分（配当）に追加する形で、さらなる剰余金の処分の株主提案がなされております。当社としては、持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保の要請や機動的に利用できる手元資金を一定水準確保する要請に鑑みると、当該株主提案における配当水準は過大であると考えております。また、本株主提案は提案株主が当社の経営支配権の取得を目論む中で、その手段の一環としてなされたものであり、個人的な利益の追求を目的とするものであって、本株主提案が、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様共同の利益に資さないことは明らかです。

会社提案としては、①剰余金の処分（当社案）と②監査役1名の再任に係る議案に加えて、③当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新に関する議案を上程いたします。リ・ジェネレーションらが、当社経営支配権を取得することを引き続き企図していると合理的に判断され、また、リ・ジェネレーションらによる当社株式の買集めが今後も継続することが合理的に想定されるため、昨年定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただいた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の有効期間を延長することといたしました。

現在、当社は2023年3月期から2025年3月期までの3か年における中期経営計画「To the next Growth」の実行を着実に進めるべく、目下、日々多大な努力を傾注し、各種施策に取り組んでおります。その結果、2024年3月期の当社グループの当連結会計年度の売上高は218億20百万円（前期比23.5%増加）、営業利益は10億22百万円（同86.8%増加）、経常利益は9億98百万円（同85.7%増加）と予想を上回る黒字を確保しております。

当社の経営陣は、引き続き、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益の向上を図り、株主の皆様のご期待に添えますように経営に邁進してまいります。株主の皆様におかれましては是非とも会社提案に賛成、株主提案に反対の意思表示をしていただき、ご支持・ご理解賜れますと幸甚に存じます。

株式会社 ナガホリ
代表取締役社長 長堀 慶太

- 本定時株主総会において、下記の議案を株主の皆様にお諮りいたします

会社提案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件

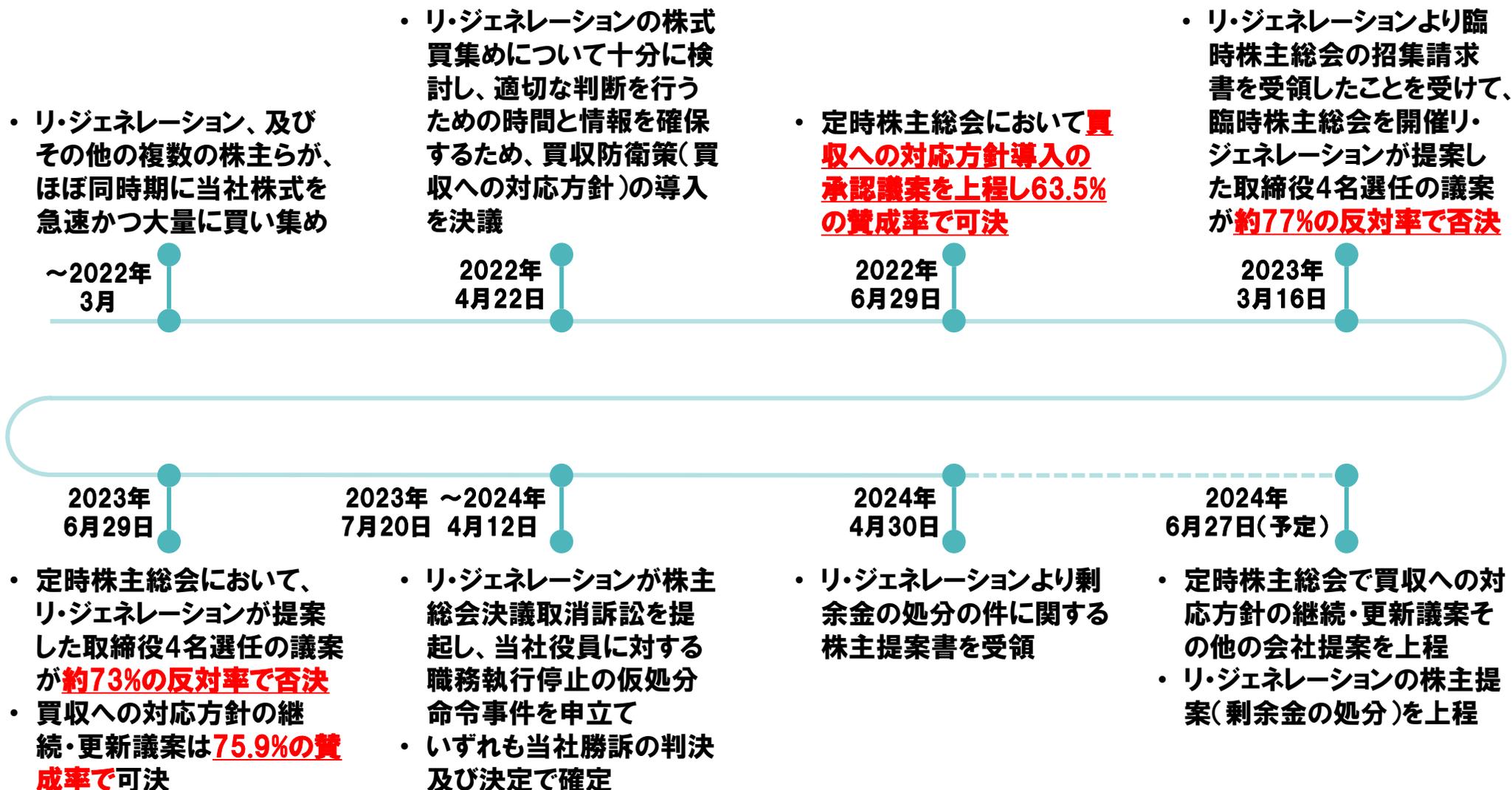
取締役会として、**賛成**しております

株主提案

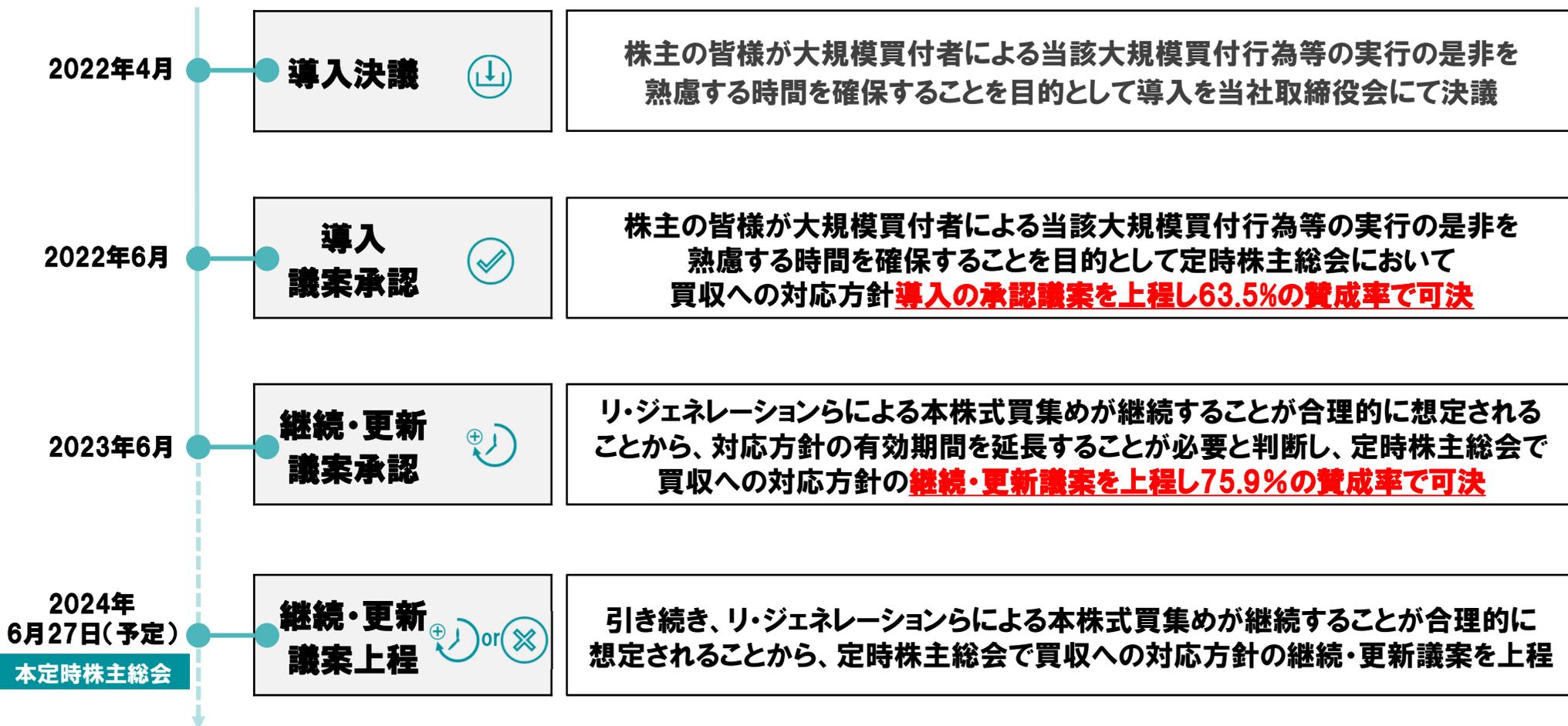
第4号議案 剰余金の処分の件

取締役会として、**反対**しております

リ・ジェネレーションとのこれまでの経緯



▶ 買収への対応方針に関するこれまでの経緯



▶ 買収への対応方針導入時の状況

買収への対応方針導入時の当社株式を取り巻く状況

- ・ リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが、極めて不十分な情報開示の下で行われていたなか、**リ・ジェネレーション及びリ・ジェネレーションと共同して買付けを行っている可能性が疑われる株主**が保有している当社株式を単純合算すると所有割合で**32.14%**に上る状況にあった
- ・ その水準は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上に大きな影響を与えるものであると判断
- ・ しかし、株主の皆様及び当社取締役会が、今後も進行する可能性のある本株式買集めについて十分に検討し、適切な判断を行うための時間と情報が、決定的に不足

導入の目的

- ・ 大規模買付行為等(当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案)を受け入れるか否かは**最終的には株主の皆様のご判断**によってなされるべきと考えられる
- ・ 株主の皆様が事前に十分な情報に基づいて判断されることを可能にすべく、大規模買付者(大規模買付行為等を行う者)に対して、情報提供を求め、かかる情報に基づいて、株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮する時間を確保することが目的

買収への対応方針承認議案の上程・株主総会による承認

- ・ 当社取締役会としては、大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされる必要があるとの結論に至り、**買収への対応方針を導入しその後の定時株主総会において承認議案が可決**
- ・ (その後、2023年6月開催の当社定時株主総会において有効期間を本定時株主総会の終結時までとすることに關する継続・更新議案が可決)

▶ 有効期間の延長に関する検討

現在の当社株式を取り巻く状況

- ・ 2024年3月31日時点の当社の株主構成等を検証
- ① リ・ジェネレーションは、依然として単独で1,772,700株(所有割合11.56%)に上る当社株式を保有
- ② リ・ジェネレーションとの間で共同ないし協調して行動している可能性がある潜在的協調行動者と合計すれば、株券等保有割合の合計が依然として優に20%以上となり得る状況
- ③ リ・ジェネレーションが、当社経営支配権を取得することを引き続き企図していると合理的に判断される

独立委員会への諮問・答申

- ・ 独立委員会に対して、現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定されるため、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することの是非について諮問
- ・ これに対して、独立委員会は、当社に対して、2024年5月30日、当社前期定時株主総会の終結後の上記①乃至③の事情を踏まえれば、**現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定され**、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することは妥当である旨勧告

当社取締役会の決議及び本定時株主総会への議案上程

- ・ 2024年5月30日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現行対応方針の有効期間が満了する本定時株主総会の終結後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、その有効期間を延長することを決議
- ・ 本定時株主総会において本議案を上程

▶ 対抗措置の発動に至るまでの手続

大規模買付行為等趣旨
説明書の提出

- ・ 大規模買付者は、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出
- ・ 当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表

情報提供

- ・ 大規模買付者に対して、株主の皆様が大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる**情報の提供を求める**
- ・ 当社取締役会は、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するよう求めることが可能

取締役会評価期間

- ・ 当社取締役会は、大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内の期間を当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間として設定
- ・ 大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後(但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後)にのみ開始されるべきものとする

株主意思確認総会
の開催

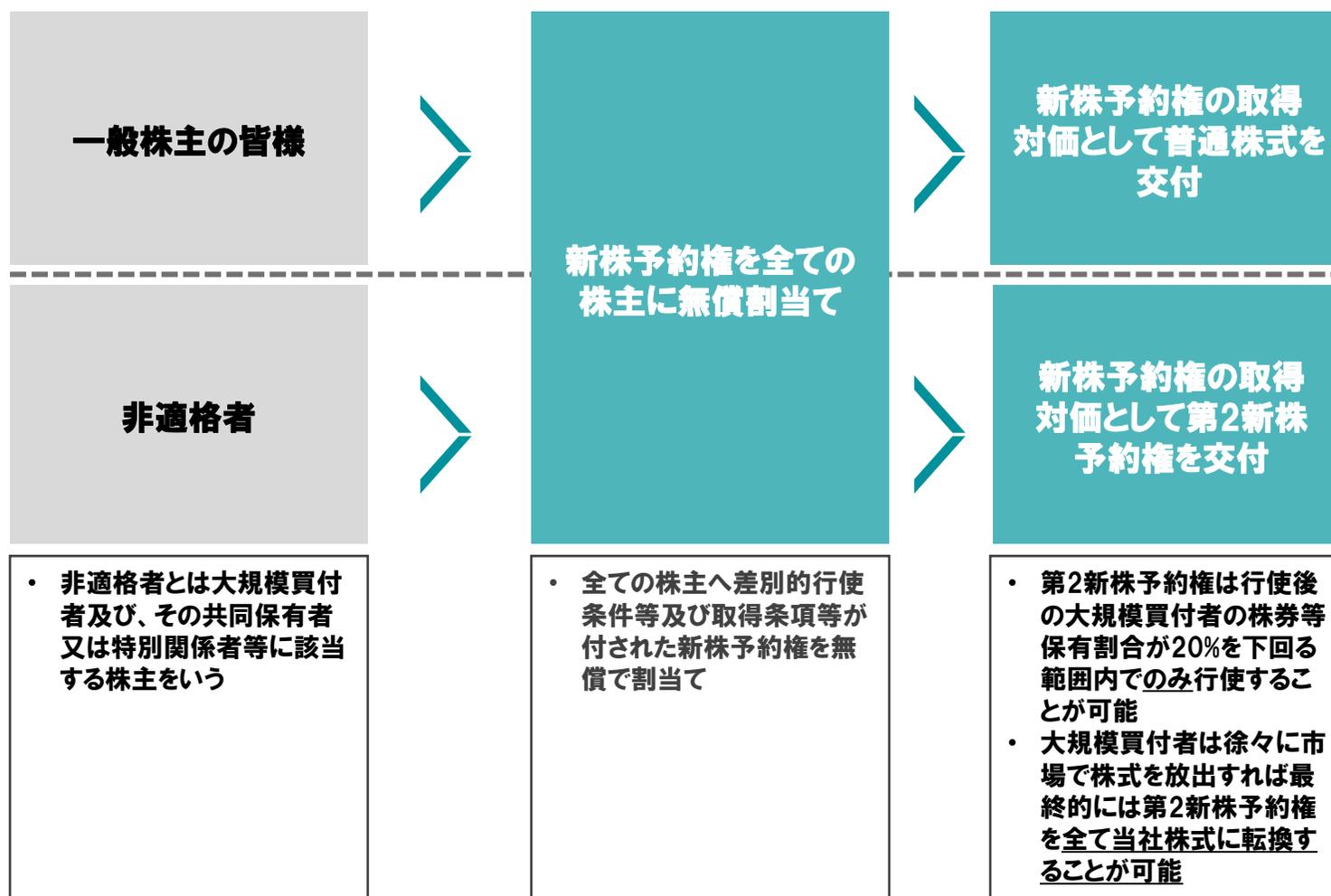
- ・ **対抗措置を発動すべきであると考えられる場合**には、株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに**株主意思確認総会を開催**

対抗措置

- ・ **株主意思確認総会において対抗措置を購じることについての承認議案が可決された場合**には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置を発動。これに対し、議案が可決されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しない
- ・ 但し、大規模買付者が手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、対抗措置の発動が可能(当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重)

▶ 対抗措置の概要

- 対抗措置を発動した場合は、全ての株主へ新株予約権の無償割当てがなされます。その後、新株予約権取得の対価として、一般の株主には自動的に普通株式が交付され、非適格者の株主には一定の制約が付された第2新株予約権が交付されます



▶ 本株主提案の内容と当社意見

● 当社取締役会は、株主から提案された第4号議案について反対しております

株主提案(第4号議案) 剰余金の処分の件

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式1株当たりの配当金額(以下「1株配当」といいます。)として、24円から、本総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金の処分に係る議案(以下「会社側利益処分案」という。)に基づく1株配当(以下「会社提案配当金額」という。)を控除した金額(以下「株主提案配当金額」という。)を、会社提案配当金額とは別に追加的に配当する。
ただし、2024年3月期末における(連結上の)1株当たり純資産(※発行済株式数から自己株式数を控除するほか、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出した数値をいう。)の金額に100分の3を乗じた金額(1円未満切捨て。以下「DOE3%相当額」という。)が24円と異なる場合は、冒頭の24円を、「DOE3%相当額」に読み替える。
なお、本議案に係る配当総額は、株主提案配当金額に対し、本総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
本総会の開催日の翌営業日
- (4) その他(会社側利益処分案と本株主提案との関係)
本株主提案は、本総会に会社側利益処分案が提案された場合において、同提案とは、独立かつ両立するものとして追加的に提案されるものである。

当社取締役会は本議案に、**反対**します

▶ 当社意見:過大な配当を求めるものである

● リ・ジェネレーションが求める配当水準は過大であるといわざるを得ません

適切な配当水準に関する当社の考え

持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保と、株主の皆様への利益還元とを、最適且つ合理的なバランスで配分していくことが重要

インフレ動向や地政学的なリスクに対応すべく、機動的に利用できる手元資金を一定水準確保することが必要

提案株主が当社経営支配権を取得することを引き続き企図していると合理的に判断される状況にあることからすると、本買集めに対応すべく、機動的に利用できる手元資金を一定水準確保することが必要

リ・ジェネレーションが求める配当水準は、上場会社におけるDOEの中央値や平均値と比較してもかなりの高水準であり、過大な配当水準である

▶ 当社意見:提案の理由が事実と反しており批判は当たらない

- 本株主提案における提案の理由が事実と反しており、批判には当たらないと考えております

誤った認識に基づく提案理由

事実誤認

当社がアドバイザーに対し、報酬を支払っていることについて、当社経営陣が、自己保身のために要した費用の負担を当社株主に押し付けていると批判

不適切な主張

当社が、取引関係の維持・強化を図る名目で政策保有株式を追加取得しており、内部留保の用途として疑問を禁じ得ないと批判

不適切な主張

当社子会社である株式会社仲庭時計店で発生した不祥事に起因する貸倒損失等の特別損失の計上を余儀なくされる当社において、株主還元指標としてDOEを採用することは理に適っていると主張

当社の認識

本アドバイザー費用は、提案株主らが十分な情報を開示しないまま本買集めを行ったことや、複数の訴訟等における対応のためにやむを得ず支払ったものであって、訴訟等の結果を見ても明らかなおり、いずれも、当社が現経営陣の自己保身のために支払ったものではない

当社では、保有株式の見直しを適宜行い、中長期的な経済合理性等を検証し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進めており、当社が現在保有している政策保有株式については保有の妥当性があることを確認している

既に対応済みの過去の不祥事の発生を理由に定期的に貸倒損失が発生するかのよう主張する提案株主の提案理由は、誤解を招くものであって不適切である

▶ 当社意見: 経営支配権を取得する手段の一環としてなされたものである

- 本株主提案は提案株主が当社の経営支配権を取得する手段の一環としてなされたものです

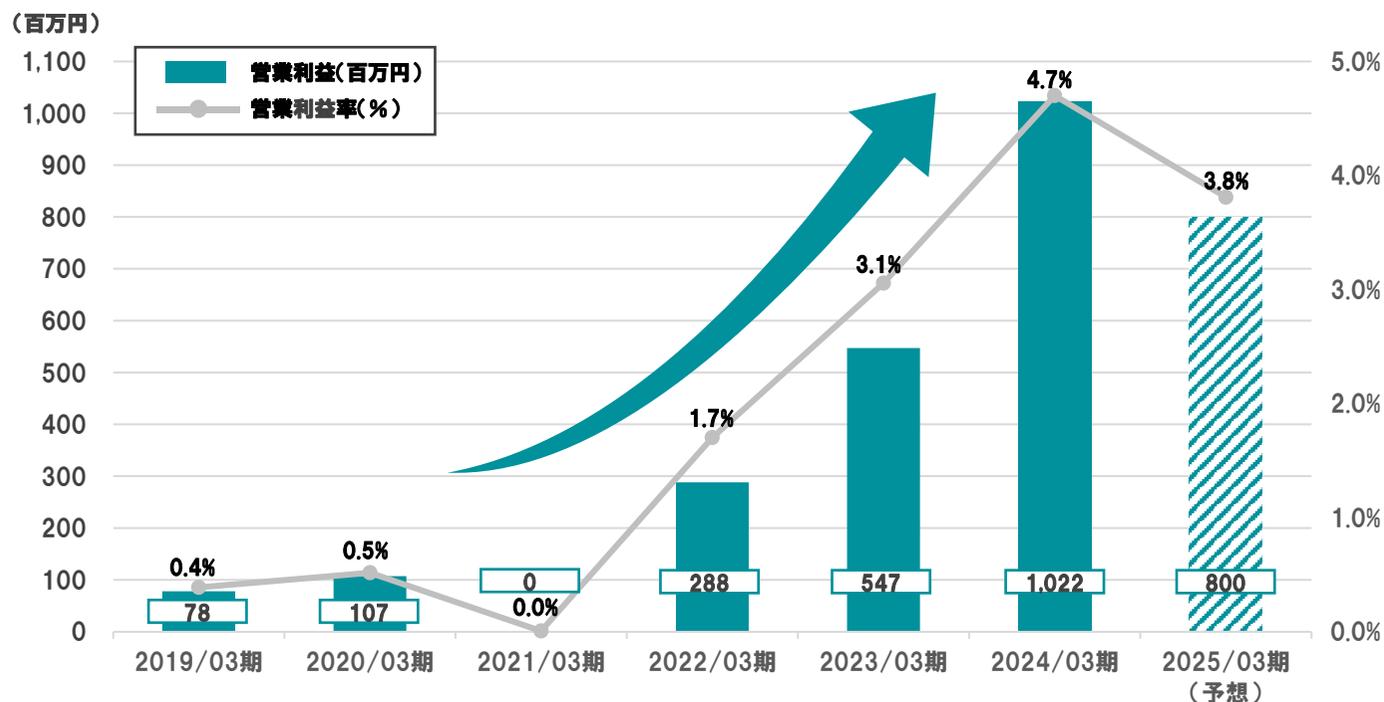
提案株主らが当社経営支配権を取得することを引き続き企図していると合理的に判断されることや、提案株主が当社に対して、二度にわたって同一内容の役員選解任議案の株主提案をしたことを踏まえると、提案株主は、剰余金の配当提案に仮託して、当社が必要な本アドバイザー費用を支払うことを困難にし、**当社の経営支配権の取得という自らの目的の達成を容易にすることを目的として、本株主提案を行ったものと合理的に認められます**

このような個人的な利益の追求を目的とする本株主提案が、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様共同の利益につながる余地がないことは明らか

● 昨年度の売上高・営業利益は当初予想を上回り、引き続き堅調に推移しております

- 2024年3月期の売上高や営業利益は、**当初予想を上回りました**
- 次期2025年3月期の通期連結業績につきましては、中期経営計画に掲げた目標をほぼ達成となる見込みです

■ 当社の営業利益及び営業利益率推移



本定時株主総会の上程議案についての賛否推奨



- 株主の皆様におかれましては、会社提案に賛成、株主提案に反対の意思表示をお願い申し上げます

第1号～第3号議案にご賛同ください

第1号議案(会社提案)	剰余金の処分の件
第2号議案(会社提案)	監査役1名選任の件
第3号議案(会社提案)	リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件
第4号議案(株主提案)	剰余金の処分の件

第4号議案にご反対ください



NAGAHORI

本説明資料に関するお問い合わせ窓口

東京都台東区上野1丁目15番3号
株式会社 ナガホリ
TEL:03-3832-8266